

山梨県立大学卒業認定に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学2214号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則(以下、「学則」という。)第30条第1項に定める卒業認定に関し必要な手続きを定めるものとする。

(認定基準)

第2条 卒業の認定基準は、学則第30条第1項の規定による。

(卒業の認定)

第3条 学長は、卒業の認定を行う。

(認定結果の通知)

第4条 卒業認定の結果については、学内の掲示板への掲示等により学生に通知する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、卒業認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。